

# 認知症や介護を心配するお客様にはこんな支援制度を情報提供しよう

「認知症や要介護状態になったとき」への不安を抱えるお客様に紹介したい支援制度や説明時のポイントを解説する。

## 1 任意後見制度

誰に・何を・どこまで任せるか  
あらかじめ決められるメリットを説明

### 自

己の判断能力が低下した後の財産管理などを支える仕組みとして、「成年後見制度」がある。

成年後見制度には、裁判所によって後見人などが選任される「法定後見制度」（成年後見、保佐、補助）と、自ら任せる人をあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2種類がある。

このうち任意後見制度とは、自らの判断能力が低下した場合などに備えるため、判断能力があるうちに、自らが信託する人などに、財産の管理や身の回りのことなどを任せる契約の1つである。

本制度をお客様に紹介する際のポイントは、以下の3点だ。  
①任せる人、任せる内容を自分

### で決めることができる

法定後見制度の場合、手続きの中で後見人の候補者について希望を伝えることはできるが、誰が後見人になるかは裁判所が決める仕組みとなっている。

この点について任意後見制度は、自らの判断能力が低下したときに備え「誰に、何を、どこまで任せようか」をあらかじめ決めることができる。任せたい人がいる場合には、任意後見制度を利用してもらうとよい。

なお、専門家を受任者とした場合には報酬が必要となる点に注意が必要である。

②任意後見契約は公正証書で作成する必要がある

任意後見契約をする場合、その契約は公正証書で作成するこ

とが法律上必要とされている。

### 契約だけでは発効しない

③任意後見監督人が家庭裁判所に選任されてから効力が生じる  
任意後見制度には、次の3つの類型がある。

- ・基本形である「将来型」……将来判断能力が低下した段階で発効させるもの
- ・「移行型」……あらかじめ財産管理にかかる委任契約などを結んで、判断能力低下後に移行するもの
- ・「即効型」……任意後見契約締結後ただちに発効させるもの

いずれの場合も、②の契約書作成時からただちに法律上の効力が生じるのではなく、任意後見監督人（任意後見人の業務を監督する立場の人）の選任を家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任されてはじめて発効する仕組みになっている。

（弁護士法人井上・菊永法律事務所 代表弁護士 菊永将浩）

## 2 家族信託

財産承継の意向に合わせて柔軟な仕組みづくりができる点を紹介

### 家

族信託とは、自らが元気づけながら、信託できる家族などに、自らの財産の管理や処分を任せる仕組みだ。任せる人を委託者、任される人を受託者といい、多くの場合には、委託者と受託者の間で信託契約を締結する形で仕組みが作られる。

任意後見制度との違いは、家族信託は多くの場合、⑦契約締結時からすぐに効力が生じる形でスタートする（任意後見監督人の選任のような手続きが必要）、①契約後ただちに財産の管理権限が受託者に移る（不動産の名義が移転するなど）という2点が挙げられる。

家族信託をお客様に紹介する際のポイントは、次のとおりと

### ▼こんなトークで情報提供

ねえ近代銀行さん  
認知症になって自分で  
財産の管理ができなくなったとき  
のことを考えると不安だよね

そうしたご不安には  
家族信託が有効かもしれません

これはご自身が元気づけながら  
信託できる家族などに  
財産の管理などを  
任せられる仕組みで

将来「誰に何を承継させたい」といった意向がある方には  
特に向いている制度です

例えば預金の管理は娘さん  
自宅の管理は息子さんなど  
柔軟な仕組みづくりが  
可能なんですよ

それはいいね！  
もっと詳しく聞きたいな

なる。

①信託して任せられる家族などが周りにいることが必要

家族信託は、受託者となる人が必要であるため、信託して任せられる家族などがいることが前提となる（信託業法違反になるため、専門家が受託者となることはできないとされる）。

### 身の回りのことは委任不可

②あくまで財産管理の手段として  
家族信託は財産管理の手段としての活用に限られるため、任意後見制度のように「身の回りのこと」を任せる仕組みとしては活用できない。

③柔軟な仕組みづくりが可能

自ら保有する財産のうち、これは長男へ、これは次男へという形で柔軟な財産管理・承継の仕組みを作ることができると、財産の承継先を決めたい人にとっては使い勝手がよい。

⑤一定の費用が必要となる

家族ごとに資産状況が異なるため、ヒアリングなどを重ねる必要があるケースも多く、仕組みづくりには一定の費用が必要となる（信託しようとする財産の1・5%前後が1つの目安）。

（弁護士法人井上・菊永法律事務所 代表弁護士 菊永将浩）